

伊賀市告示第 133 号

伊賀市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月5日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程の一部を改正する告示
伊賀市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程（平成 16 年伊賀市告示第 53 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 27 条」を「—第 28 条」に改める。

第 3 条第 2 号中「(様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 4 号)」を削る。

第 11 条第 2 項中「様式第 5 号。」を削る。

第 12 条第 3 号中「様式第 6 号。」を削る。

第 14 条第 2 号エ中「様式第 7 号。」を削る。

第 15 条第 4 号中「様式第 7 号。」を削る。

第 16 条第 3 項第 3 号中「様式第 8 号」を「様式第 2 号」に改める。

第 20 条第 1 項中「様式第 9 号」を「様式第 3 号」に改め、同項第 2 号中「様式第 10 号。」を削る。

第 23 条第 1 項第 1 号中「様式第 11 号、様式第 12 号、様式第 13 号」を「様式第 4 号、様式第 5 号、様式第 6 号」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

(様式)

第 28 条 この規程に定めるもののほか、必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき国が定める様式とする。

様式第 2 号から様式第 7 号までを削り、様式第 8 号を様式第 2 号とし、様式第 9 号を様式第 3 号とする。

様式第 10 号を削り、様式第 11 号を様式第 4 号とし、様式第 12 号を様式第 5 号とし、様式第 13 号を様式第 6 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 134 号

伊賀市重度障がい児（者）等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月5日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市重度障がい児（者）等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示
伊賀市重度障がい児（者）等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 185 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第1項及び第3項中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条第1項中「(様式第1号)」を削り、「様式第1号の3」を「様式第1号」に、「様式第1号の4」を「様式第2号」に、「住宅改修費給付兼利用者負担額減額等申請書（様式第1号の2）」を「住宅改修費給付申請書」に改め、同条第2項中「(様式第2号)」、「(様式第3号)」、「(様式第4号)」、「(様式第3号の2)」、「(様式第4号の2)」及び「(様式第6号)」を削り、同条第3項中「(様式第5号)」及び「(様式第5号の2)」を削る。

第5条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第11条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(様式)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。

別表第1中「第2条関係」を「第2条、第3条、第5条関係」に改め、同表を別表とする。

様式第1号及び様式第1号の2を削り、様式第1号の3を様式第1号とする。

様式第2号を削り、様式第1号の4を様式第2号とする。

様式第3号から様式第6号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 1 号

伊賀市老人福祉法第 11 条の規定に基づく措置に要する費用の算定等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 1 月 8 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市老人福祉法第 11 条の規定に基づく措置に要する費用の算定等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

伊賀市老人福祉法第 11 条の規定に基づく措置に要する費用の算定等に関する事務取扱要綱（令和 6 年伊賀市告示第 168 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 月平均の対象職員数（当該年度の各月の支援員数（常勤換算した数）から同月の特定施設入居者生活介護を担当する支援員数（常勤換算した数）を差し引いた数の 12 月分の合計数を 12 で除して得た数）に 54,000 円を乗じて得た額を 12 で除し、その額を入所定員で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）

附 則

この告示は、令和 8 年 1 月 8 日から施行し、この告示による改正後の伊賀市老人福祉法第 11 条の規定に基づく措置に要する費用の算定等に関する事務取扱要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

伊賀市告示第2号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
60424	旧	阿保沢代線	起点 伊賀市阿保字榎ヶ森41番1地先 終点 伊賀市阿保字澤代269番6地先	2.0~8.2	210.2
	新	阿保沢代線	起点 伊賀市阿保字榎ヶ森41番1地先 終点 伊賀市阿保字澤代269番6地先	8.5~14.7	210.2

伊賀市告示第3号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
11023	旧 新	水越予野線	起点 伊賀市桂字垣内 440 番 2 地先 終点 伊賀市大滝字石之元 196 番 4 地先	4.0~21.2	1,354.2
	新	水越予野線	起点 伊賀市桂字垣内 440 番 2 地先 終点 伊賀市大滝字石之元 196 番 4 地先	6.1~21.2	1,792.0
11213	旧 新	東條坂之下 外山線	起点 伊賀市外山岩坂 616 番地先 終点 伊賀市外山岩坂 653 番地先	1.8~4.0	196.0
	新	東條坂之下 外山線	起点 伊賀市外山岩坂 616 番地先 終点 伊賀市外山岩坂 653 番地先	3.0~4.2	175.0

11523	旧 新	車坂西明寺 線	起点 伊賀市西明寺字石田 1263 番 6 地先 終点 伊賀市服部町三丁目 99 番地先	2.4~3.2	158.6
	新	車坂西明寺 線	起点 伊賀市西明寺字石田 1263 番 6 地先 終点 伊賀市服部町三丁目 99 番地先	3.5~6.0	55.4
13336	旧 新	大谷山神線	起点 伊賀市大谷字里出 866 番 1 地先 終点 伊賀市山神字北出 798 番 1 地先	1.1~1.5	216.7
	新	大谷山神線	起点 伊賀市大谷字里出 866 番 1 地先 終点 伊賀市山神字北出 798 番 1 地先	1.3~9.0	216.1
13841	旧 新	岩坂中田線	起点 伊賀市外山字岩坂 624 番地先 終点 伊賀市外山字岩坂 653 番地先	1.8~4.8	211.0
	新	岩坂中田線	起点 伊賀市外山字岩坂 624 番地先 終点 伊賀市外山字岩坂 653 番地先	3.4~7.7	217.1

伊賀市告示第4号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

伊賀市長 稲森稔尚

記

整理番号	新旧別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
11007	旧	西明寺緑ヶ丘線	起点 伊賀市西明寺字外稲葉 3364 番地先 終点 伊賀市西明寺字坂之脇 3350 番地先	6.0~11.7	115.0
	旧新	西明寺緑ヶ丘線	起点 伊賀市西明寺字外稲葉 3364 番地先 終点 伊賀市西明寺字坂之脇 3350 番地先	12.0~12.5	114.0
11023	旧	水越予野線	起点 伊賀市桂字北内 287 番 12 地先 終点 伊賀市大滝字石之元 196 番 4 地先	4.0~21.2	1,105.2
	旧新	水越予野線	起点 伊賀市桂字北内 287 番 12 地先 終点 伊賀市大滝字石之元 196 番 4 地先	6.1~21.2	1,065.6

11213	旧	東條坂之下 外山線	起点 伊賀市外山岩坂 616 番地先 終点 伊賀市外山岩坂 653 番地先	1.8~4.0	196.0
	旧 新	東條坂之下 外山線	起点 伊賀市外山岩坂 616 番地先 終点 伊賀市外山岩坂 653 番地先	3.0~4.2	175.0
11523	旧	車坂西明寺 線	起点 伊賀市西明寺字石田 1263 番 6 地先 終点 伊賀市服部町三丁目 99 番地先	2.4~3.2	158.6
	旧 新	車坂西明寺 線	起点 伊賀市西明寺字石田 1263 番 6 地先 終点 伊賀市服部町三丁目 99 番地先	3.5~6.0	55.4
13336	旧	大谷山神線	起点 伊賀市大谷字里出 866 番 1 地先 終点 伊賀市山神字西之谷 1524 番地先	1.1~1.1	116.7
	旧 新	大谷山神線	起点 伊賀市大谷字里出 866 番 1 地先 終点 伊賀市山神字西之谷 1524 番地先	3.4~9.0	148.2
13841	旧	岩坂中田線	起点 伊賀市外山字岩坂 624 番地先 終点 伊賀市外山字岩坂 653 番地先	1.8~4.8	211.0
	旧 新	岩坂中田線	起点 伊賀市外山字岩坂 624 番地先 終点 伊賀市外山字岩坂 653 番地先	3.4~7.7	217.1

伊賀市告示第5号

道路の供用開始に関する告示

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月13日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

路線 番号	路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
11007	西明寺緑ヶ丘線	起点 伊賀市西明寺字外稲葉 3364 番地先 終点 伊賀市西明寺字坂之脇 3350 番地先	令和8年1月13日
11023	水越予野線	起点 伊賀市桂字北内 287 番 12 地先 終点 伊賀市大滝字石之元 196 番 4 地先	令和8年1月13日
11213	東條坂之下外山線	起点 伊賀市外山岩坂 616 番地先 終点 伊賀市外山岩坂 653 番地先	令和8年1月13日
11523	車坂西明寺線	起点 伊賀市西明寺字石田 1263 番 6 地先 終点 伊賀市服部町三丁目 99 番地先	令和8年1月13日
13336	大谷山神線	起点 伊賀市大谷字里出 866 番 1 地先 終点 伊賀市山神字西之谷 1524 番地先	令和8年1月13日
13841	岩坂中田線	起点 伊賀市外山字岩坂 624 番地先 終点 伊賀市外山字岩坂 653 番地先	令和8年1月13日

60424	阿保沢代線	起点 伊賀市阿保字榎ヶ森 41 番 1 地先 終点 伊賀市阿保字澤代 269 番 6 地先	令和 8 年 1 月 13 日
-------	-------	--	-----------------

伊賀市告示第6号

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年1月13日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する告示
伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱（令和5年伊賀市告示第69号）の一部を次のように改正する。

別表中「295円」を「320円」に、「325円」を「355円」に改める。

附 則

この告示は、令和8年1月13日から施行し、この告示による改正後の伊賀市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の規定は、令和7年10月1日から適用する。

伊賀市告示第7号

伊賀市地域拠点産科医療機関支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月16日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市地域拠点産科医療機関支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の拠点となる分娩を取り扱う産科医療機関の機能強化を行い、安全で安心して出産ができる周産期医療体制を維持することを目的として交付する伊賀市地域拠点産科医療機関支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、分娩を取り扱う市内の産科医療機関（以下「分娩取扱医療機関」という。）とする。ただし、分娩取扱医療機関が1箇所のみである場合に限る。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、分娩取扱医療機関が、分娩を取り扱う非常勤医師（以下「非常勤医師」という。）が行う当直勤務（午後6時から翌日午前8時までの間に、10時間以上の勤務をすることをいう。以下同じ。）に対して支給する経費（給与費、手当、社会保険料等）とする。ただし、3月31日が始期である非常勤医師が行う当直勤務については、4月1日午前0時から午前8時までの間に5時間以上の勤務をするときは、同日に当直勤務をしたものとみなす。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、非常勤医師が当直勤務を行った日数に45,000円を乗じて得た額又は補助対象経費の実支出額のいずれか低い方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

伊賀市告示第8号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成16年伊賀市条例第159号）第11条第2項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているため、同条例第12条第1項の規定により告示する。

令和8年1月20日

伊賀市長 稲森稔尚

1 撤去した年月日

令和8年1月13日

2 撤去した場所及び台数

くれば水辺公園夏の広場 1台

3 撤去の理由

当該自転車等の放置により、公共の場所の良好な環境が著しく阻害されていると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から2か月間

6 返還を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 放置自転車等返還申請書

(2) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(3) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）

7 連絡先 伊賀市建設部都市計画課 TEL：0595-41-0290

伊賀市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月1日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

住所又は事務所の所在地	名称
三重県津市岩田21番27号 百五銀行岩田本店棟6階	株式会社百五デジタルソリューションズ
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 日本橋日銀通りビル5階	地銀ネットワークサービス株式会社
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 イオンタワー13階	ミニストップ株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	株式会社ローソン
----------------------	----------

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年1月1日

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の種類

介護保険料、保育料及び後期高齢者医療保険料並びにこれらの料金に係る督促手数料
及び延滞金

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年1月1日

伊賀市告示第 10 号

伊賀市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 1 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱（平成 18 年伊賀市告示第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「様式第 1 号による指定申請書」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 331 号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）」に改める。

第 3 条中「にあつては様式第 2 号による変更届出書により、事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては様式第 3 号による廃止・休止・再開届出書」を「及び事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては、厚生労働大臣が定める様式」に改める。

第 4 条中「様式第 5 号による指定更新申請書」を「厚生労働大臣が定める様式」に改める。

第 5 条中「様式第 4 号による指定辞退届出書」を「厚生労働大臣が定める様式」に改める。

様式第 1 号から様式第 5 号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 11 号

伊賀市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 1 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱（平成 18 年伊賀市告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「様式第 1 号による指定申請書」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 331 号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）」に改める。

第 3 条中「にあつては様式第 2 号による変更届出書により、事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては様式第 3 号による廃止・休止・再開届出書」を「及び事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあつては、厚生労働大臣が定める様式」に改める。

第 4 条中「様式第 4 号による更新申請書」を「厚生労働大臣が定める様式」に改める。

第 5 条中「前三条」を「前 3 条」に改める。

様式第 1 号から様式第 4 号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際この告示による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 12 号

伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 1 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業者の指定等に関する要綱（平成 28 年伊賀市告示第 225 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業指定第 1 号事業者指定（更新）申請書（様式第 1 号）」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 331 号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）」に改める。

第 3 条第 1 項中「様式第 2 号」を「様式第 1 号」に、「様式第 3 号」を「様式第 2 号」に改める。

第 5 条中「ときは、変更届出書（様式第 4 号）により、事業の廃止、休止又は再開をしたときは、廃止・休止・再開届出書（様式第 5 号）」を「とき及び事業の廃止、休止又は再開をしたときは、厚生労働大臣が定める様式」に改める。

第 6 条中「伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業指定第 1 号事業者指定（更新）申請書」を「厚生労働大臣が定める様式」に、「2 月前」を「1 月前」に改める。

第 7 条中「指定第 1 号事業者辞退届出書（様式第 6 号）」を「厚生労働大臣が定める様式」に改める。

第 8 条第 7 号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

様式第 1 号を削る。

様式第 2 号を様式第 1 号とし、様式第 3 号を様式第 2 号とする。

様式第 4 号から様式第 6 号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第1号、様式第4号、様式第5号及び様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 13 号

伊賀市障がい者福祉団体活動事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 月 30 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市障がい者福祉団体活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障がい者福祉の向上と自立意識の発揚を目的として、地域において自発的な活動を行う障がい者福祉団体に対し交付する伊賀市障がい者福祉団体活動事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 25 条及び第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、主に市内に住所を有する障がい者等、その家族又は地域住民等（以下「障がい者等」という。）で構成された団体であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に活動拠点を置き、障がい者等を対象にした活動を行っていること。
- (2) 継続的な活動実績があること又は継続的な活動が見込まれること。
- (3) 会員名簿、団体の規約等があること。

(交付の対象となる事業及び経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、別表に掲げるとおりとする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表に掲げる事業区分ごとに、それぞれ対象となる経費の合計額に同表の補助率の欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表に掲げる補助限度額を上限とする。

(補助金の終期)

第5条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和10年度までとする。ただし、終期の到来前に、補助金の効果及び継続の必要性を検証の上、補助基準額の見直し、補助金交付の継続又は補助金の廃止を決定するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部改正)

2 健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表障がい福祉課の表を削る。

別表（第3条、第4条関係）

事業区分	事業の内容	補助率	補助限度額	対象となる経費
独自事業	障がい者の社会参加促進のための活動	10/10	1支部（支部を有しない団体あつては、1団体）当たり 40,000円	報償費、旅費、需用費（飲食費及び汎用性の高い消耗品費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（スポーツ大会競技用備品に限る。）
		（上項補助限度額の欄に掲げる額を超えた額） 1/2	予算に定める額	
障がい者差別解消啓発事業	障がいへの理解を深め差別解消を目指す活動	10/10	予算に定める額	

	伊賀市障がい者スポーツ大会実施事業	伊賀市障がい者スポーツ大会の実施	10/10	400,000 円	
			(上項補助限度額の欄に掲げる額を超えた額) 1/2	予算に定める額	
	上記以外の事業	障がい者福祉の向上に寄与する事業であると市長が認めるもの	1/2	予算に定める額	
	障がい者福祉団体への加入	伊賀市在住の全ての障がい者福祉に資するため活動する三重県障害者団体連合会又は三重県知的障害者育成会への加入	10/10	予算に定める額	三重県障害者団体連合会又は三重県知的障害者育成会へ支出する会費及び負担金